

概要版

花の都・ちば ささえあいプラン

千葉市地域福祉計画 平成18～22年度



ちいきの力で

はなしあい 助けあい

なかと暮らし

千葉市



「花の都・ちば」
シンボルキャラクター
ちはなちゃん

市長メッセージ

今、“地域の力”が問い直されています。

「親身に相談にのってくれる人が欲しい」「ひとり暮らしのお年寄りが買い物、ごみ出しなどに困っている」「子どもの安全を守りたい」「障害者が気軽に参加できる地域活動があればいい」・・・

わたしたちのまわりには、様々な生活上の課題があります。こうした課題に対応し、市民誰もが安心して充実した生活を送るためには、日頃からお互いのことを知り、人と人とのつながりを大切にするまちづくりを進めることが重要になっています。

そこで、このプランでは『ちいきの力で はなしあい助けあい なかまと暮らす』を地域福祉を進めていく上での大切な視点として掲げ、地域住民や関係者が、それぞれの特性を生かした役割分担のもとに生活課題の解決に向けて取り組むこととしています。

市としても、こうした地域の取組みを支援する施策の一層の充実に努めて参りたいと考えておりますので、市民の皆様方の参加とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり約2年間にわたり活発なご議論をいただきました地区フォーラム委員をはじめとする皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成18年3月 千葉市長 鶴岡 啓一

- 計画の名称は、千葉市が、花のあふれるまちを都市のイメージとしていることから、“花の都・ちば ささえあいプラン”としました。
- サブタイトルは、“ちいきの力で はなしあい助けあい なかまと暮らす”で、「住民参加」「連携」「共生」の地域福祉を進める上での大切な視点を表しています。
- 表紙の絵は、千葉市社会福祉協議会 平成17年度 福祉のまちづくり推進 福祉体験 標語・ポスター作文コンクール、ポスター小学生の部において、「社会福祉協議会会長賞」を受賞した作品です。

地域福祉計画とは

近年、少子高齢化や核家族化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、また、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になってきています。

一方、市民の保健福祉に関するニーズは多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、市民誰もが安心して充実した生活を送るためには、お互いにコミュニケーションを深め、「地域で支え合う力」を高めていくことが一層大切になっています。

このため、よりきめ細やかな保健福祉サービスの提供を進めていきますが、地域においても、住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織をはじめとする様々な担い手と行政とが適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

また、今まで、福祉といえば高齢者、障害者、児童などの対象者ごとの福祉の議論が中心でしたが、本来の福祉は、分野を超えた包括的なものであり、地域社会で担うものと考えられます。

このため、「住民参加」、「連携」及び「共生」といった視点から、地域における保健福祉を中心とした活動等を積極的に推進するため、地域福祉計画を策定するものです。

計画策定のために、平成16年4月（若葉区は1月）に地域住民を含む様々な関係者から成る地区フォーラムを区ごとに4つ、全市で24設置しました。1つの地区フォーラムはおおむね15人で構成され、地区フォーラム委員は、全市で408人にのぼっています。

地区フォーラムには、今後の地域福祉を推進する担い手となる住民の参加が不可欠であるため、要支援者を含む地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉活動を行う者等が参加しています。

また、区地域福祉計画の検討組織として、区ごとに「区地域福祉計画策定委員会」を、市地域福祉計画の策定については、「市地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

千葉市地域福祉計画の概要

1 地域福祉を推進するための大切な視点

○「住民参加」・・・住民の知恵と経験を活かしたまちづくり

地域の身近な生活課題の解決のためには、生活を送っている住民の視点が大切であり、長年培った知恵と経験を活かして、様々な社会資源を有効に活用しながら住民の参加により、それぞれの地域のニーズにあった解決策を考えていきます。

○「連携」・・・地域における新しいコミュニティづくり

町内自治会や社協地区部会など地域密着型の組織と、目的や機能で結びついたNPO、ボランティアなどが有機的な連携を図って、地域全体で助け合う力を高め、新しいコミュニティづくりを目指します。

○「共生」・・・個性を認め合い、みんなが共存するまちづくり

すべての住民が、個性を認め合い、それぞれの生活を尊重するとともに、問題を共有化することにより、お互いに助け合って共に生きるまちづくりを目指します。

これらの視点をもとに、本計画にサブタイトルをつけました。

ちいきの力で（「住民参加」）
はなしあい助けあい（「連携」）
なかまと暮らす（「共生」）

2 「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と連携

現代社会においては、少子高齢化に伴い、保健、医療、介護、子育て支援などの市民ニーズが増大していることは言うまでもありませんが、個人の価値観や生活は、様々であることから、市民ニーズがますます多様化してきています。

このような多様なニーズに応えるためには、これまでのように、行政が提供するサービスだけでは十分ではなく、また、行政の力だけでは問題を解決することは困難になっ

てきています。

そこで、住民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ担い手が、それぞれの特性を生かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。

このため、できる範囲で自分のことは自分で行うこと（自助）、地域住民同士が支え合うこと（共助）、住民の自助努力や地域での支え合いができるような基盤づくりを行うとともに、住民の地域活動を支援すること（公助）の「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合い、みんなが共存するまちづくりを進めることが必要です。

3 千葉市の現状と地域福祉をめぐる現状

- 平成17年9月30日現在の65歳以上の高齢者人口は、147,363人で、高齢化率は16.0%に上昇しています。
- 高齡者単身世帯は平成2年から12年までに2.8倍と急激に増えています。
- 平成16年の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に何人の子どもを生むかを示す値）は1.22で、全国平均の1.29を下回っています。
- 平成16年度の要介護（要支援）認定者は20,078人で、要支援や要介護1の認定者が著しく増加しています。
- 地域では、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、企業など、さまざまな団体が福祉活動を行っています。
- 市町村合併や規制緩和により、住民に身近な自治体において、行政サービスのみならず、多様な民間の企業、団体、個人がそれぞれの特性を生かした役割を果たしていくことが求められています。
- 福祉サービスの提供は、「措置」から「契約」に移行し、民間事業者が中心となっ て行うことにより、サービスの量的拡大と質の向上が図られています。
- 「公の施設」の管理に民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度により、住民サービスの向上と経費の削減が期待できます。
- 個人情報保護法の施行により、個人情報の収集、利用に当たっては、目的を明確にした上で本人の同意のもとに行うことが基本となりました。

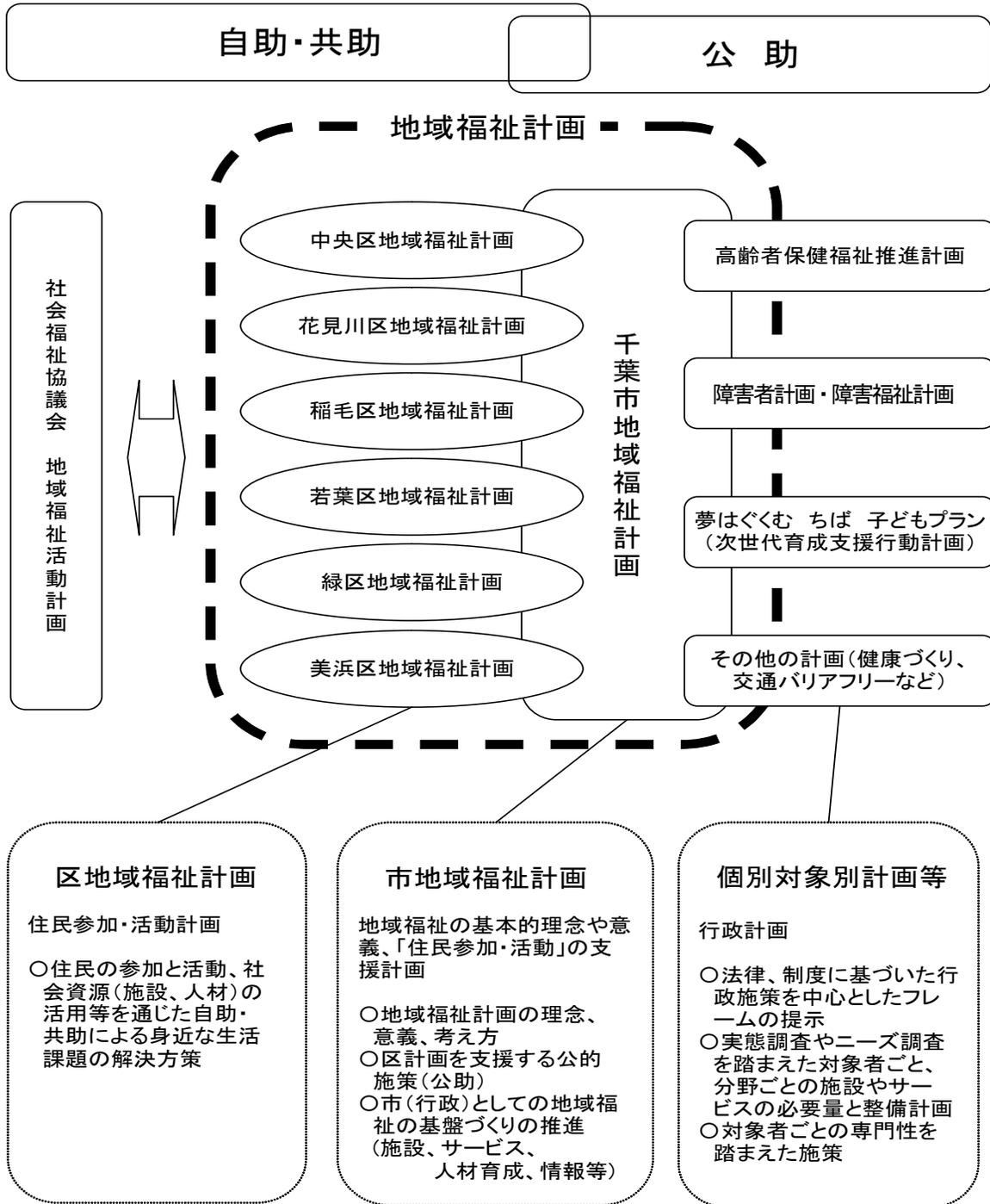
4 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年とし、必要に応じて見直しを行います。

5 区計画と市計画の関係

住民の参加と活動によって生活課題の解決を図る区ごとの「区地域福祉計画」と、行政として取り組むべき施策を中心とした全市的な「市地域福祉計画」を策定しました。

●各計画の関係(イメージ図)



6 地域福祉計画を進める5つの基本テーマ

地域ごとに設置された24の地区フォーラムでは、要支援者を含めて地域を構成する様々な立場の人々が、それぞれの立場から、地域福祉の重要な生活課題をあげて、委員同士が課題の共有化を図りました。

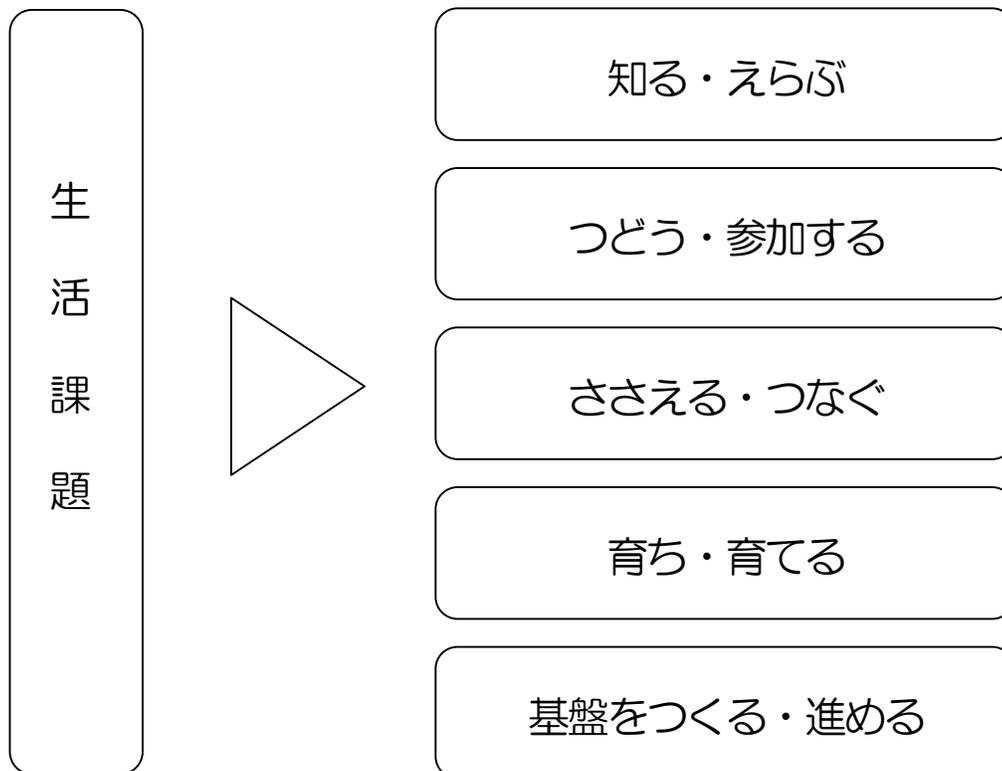
そして、それぞれの生活課題をベースにして、具体的な解決の方策を議論してきました。

特に、「身近な地域で何ができるか、何が足りなくて、何をしなければならないのか」といった地域福祉の基盤である自助（できる範囲で自分のことは自分で行うこと）・共助（地域住民同士が支え合うこと）を中心にした解決策の検討を重ねてきました。

また、各地区フォーラムで課題の解決策を整理していく中では、地域でいくら力を合わせても実現は難しいが、行政がその基盤づくりを行う、あるいは支援することによって解決が図れるもの、あるいは、地域福祉を高めるために行政が行うべきこと（公助）も整理されてきました。

このような生活課題から具体的な方策に向けた道すじを機能別に整理して、「知る・えらぶ」、「つどう・参加する」、「ささえる・つなぐ」、「育ち・育てる」、「基盤をつくる・進める」という5つの基本テーマに集約しました。

5つの基本テーマ



7 基本テーマを具体化するための施策の方向

5つの基本テーマ

施策の方向

1 知る・えらぶ

(生活課題)

- ・大量の情報の中から必要な情報を入手することが困難
- ・自分で申請できない人のために、親身に相談にのってくれる人が必要

(1) 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる

(2) 相談しやすい体制をつくる

2 つどう・参加する

(生活課題)

- ・高齢者が引きこもりがちで、気軽に茶のみ話ができる場所が必要
- ・子育て中の親同士の交流の場が不足している
- ・障害児の居場所、障害者の就労の場が近くに無い

(3) 身近な居場所を確保する

(4) 多様な交流の機会を増やす

(5) 社会参加の機会を増やす

3 ささえる・つなぐ

(生活課題)

- ・独居の高齢者が買い物、ゴミだしなどの日常生活に困っている
- ・障害者、高齢者が、災害時に安全に避難できるのか、不安である
- ・地域にある様々な組織の協力・連携体制がとれていない

(6) 身近なささえあいの仕組みをつくる

(7) 安心して暮らせるまちをつくる

(8) 地域のネットワークをつくる

4 育ち・育てる

(生活課題)

- ・普段から障害者との触れ合いがないので、交流の仕方が解らない
- ・大人になってから、福祉教育を学ぶ機会がない

(9) 担い手となる人材を地域で育てる

(10) 福祉のこころをはぐくむ

5 基盤をつくる・進める

(生活課題)

- ・地域福祉活動を行うための拠点が無い
- ・計画策定に関わっていない市民に関心をもってもらうことが必要

(11) 地域福祉の基盤をつくる

(12) 住民参加の仕組みをつくる

主な取組み（公助）

- ・身近な地域情報の整理と提供（福祉マップの作成など）
- ・簡単じゃないか福祉システム（仮称）の構築
- ・市役所コールセンターの設置
- ・申請・届出等手続のオンライン化の実現 など

- ・保健福祉センター「保健福祉総合相談窓口」の整備拡充
- ・子育て支援プラザ（仮称）の運営
- ・あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の創設
- ・障害者相談支援体制の充実 など

- ・既存施設等の有効活用の促進
（学校の余裕教室、空き店舗、空き家、保健センター跡施設）
- ・児童センター（仮称）の運営
- ・保育所所庭の休日開放 など

- ・異世代交流の推進（老人クラブ、ことぶき大学校、スポーツ）
- ・花のあふれるまちづくり「花の都・ちば」の推進
- ・育児サークルの支援 ・子育てリラックス館の充実
- ・老人クラブ活動の充実強化 など

- ・障害者の就労支援、若者の就職支援
- ・マミーズサポート（ボランティアによる子どもの一時預かり）
- ・交通アクセスの確保（コミュニティバス、都市モノレール） など

- ・権利擁護、成年後見制度の推進
- ・高齢者虐待への対応、児童虐待・DVへの対応
- ・コミュニティビジネスの支援 など

- ・市内防犯パトロール ・地域防犯ネットワークの推進 ・学校セーフティウォッチ
- ・高齢者の消費生活サポートネットワーク
- ・災害情報ネットワーク、災害時の要支援者への対応 など

- ・社会福祉協議会地区部会活動の活性化
- ・ボランティアセンターの機能強化、ボランティアーズカフェ
- ・子育てフォーラムの推進
- ・大学生と連携した地域活動の推進 など

- ・ヘルスサポーターの養成
- ・ことぶき大学校卒業生による地域活動の推進
- ・認知症サポーターの養成 など

- ・ボランティア教育の推進
- ・児童福祉週間、障害者週間等における啓発活動
- ・敬老の日を通しての高齢者を敬う意識啓発 など

- ・保健福祉センターの整備 ・あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の創設
- ・バリアフリーのまちづくりの推進（鉄道駅舎・学校のエレベーター、バス停の機能充実、歩道の改良、放置自転車対策） など

- ・社会福祉協議会の機能強化
- ・市・区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置
- ・市民参加条例の制定
- ・地域福祉に関する広報活動 など



《主な取組み》

1 知る・えらぶ

(2) 相談しやすい体制をつくる

あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の創設

介護保険制度が改正され、平成18年度から介護予防を重視したシステムに転換したことに伴い、各区に2か所ずつ計12か所の「あんしんケアセンター」を整備します。

「あんしんケアセンター」は、地域住民の心身の健康保持や要介護状態の軽減や悪化を防止するために、総合相談、介護予防のための支援、権利擁護事業などを行う総合的な窓口として機能します。

2 つどう・参加する

(4) 多様な交流の機会をつくる

子育てリラックス館の充実

子育て中の方が、親子で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流したり、子育てに関する相談等ができる施設で、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進しています。赤ちゃんから小学校入学前のお子さんと、その保護者を対象にしています。

家庭や地域での子育て機能の強化、子育てへの不安感や精神的負担感等の解消を図るため、空き店舗などを活用して整備します。

現在7か所（平成17年度末）ですが、今後5年間で、各区2か所ずつとなるよう整備する予定です。

3 ささえる・つなぐ

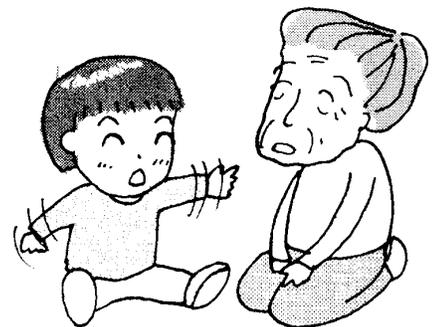
(6) 身近なささえあいの仕組みをつくる

権利擁護、成年後見制度の推進

判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「地域福祉権利擁護事業」を拡充します。

身寄りのない認知症高齢者等であって、判断能力が不十分なことから、福祉サービスの利用契約などの法律行為を自分で行うことが困難なため、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがなくかつ経済的な理由によってこれを利用できない方に対し、成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

また、社会福祉協議会による法人後見を実施します。



(7) 安心して暮らせるまちをつくる

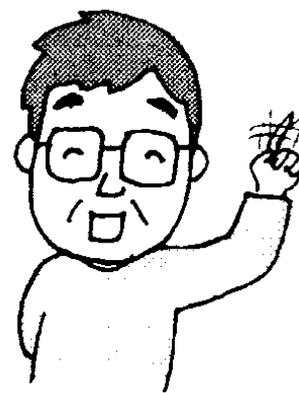
市内防犯パトロール

犯罪の発生抑止及び市民防犯意識の啓発を目的として、青色回転灯を装備したパトロール車による防犯パトロールを実施します。

学校セーフティウォッチ

「安全・安心な学校づくり」のため、「地域の子どもは地域で守る」を基本とし、地域住民や保護者が登下校時及び在校時における見回り、見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア（セーフティウォッチャー）を推進します。

市立小・中・養護学校約180校で、PTA（保護者会）、関係団体等との連携のもとに、平成18年2月末現在約8,300名の登録者があり、登下校時を中心に、学校内外や通学路を見回り、児童生徒の安全確保を行っています。



(8) 地域のネットワークをつくる

社会福祉協議会地区部会活動の活性化

市内全域において小地域福祉活動が展開されるよう、社協地区部会の未設置地区の解消に向けて支援を行います。また、ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等、地域福祉活動が活性化するよう、積極的に情報の収集・提供・調査研究を行うとともに、福祉活動を支える人材の育成、活動拠点の確保を進めていきます。

※地域福祉パイロット事業

社会福祉協議会地区部会の活動を中心として、地域全体で助け合う力を高め、新しいコミュニティづくりを進めるため、同地区部会を中心とした先進性、模範性のある地域福祉活動に助成（平成18年度予算）を行うことにより、地域福祉の活動の幅を拡大するとともに、新しい活動形態を創出します。

4 育ち・育てる

(9) 担い手となる人材を育てる

認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症の人を、各々の生活場面においてサポートするなど地域で実践することができる「認知症サポーター」の養成に努めます。

ことぶき大学校卒業生による地域活動の推進

「ことぶき大学校」を受講した卒業生が、そこで得た知識や技能を使って地域で活動できる環境の整備に努めます。

5 基盤をつくる・進める

(11) 地域福祉の基盤をつくる

保健福祉センターの整備

保健福祉センターは、「安心・すこやか市民サービスの拠点」として、市民一人ひとりの保健や福祉に関する相談からサービス提供まで、総合的・一体的に行うとともに、地域保健福祉に関わるボランティアの支援に努め、関係機関・関係団体とのネットワークの充実強化を図ります。

また、市民参加による地域保健福祉活動の拠点として、社会福祉協議会区事務所、区ボランティアセンター、ボランティア活動室などを設けています。

緑区、美浜区及び中央区は、平成19年度の開所を目指しており、稲毛区、花見川区は平成22年度までに整備を進める予定です。



平成17年4月にオープンした若葉保健福祉センター

(11) 地域福祉の基盤をつくる

バリアフリーのまちづくりの推進

乳幼児をもつ親、高齢者、障害者などすべての人が安心して外出し、活動できるよう、歩行者がまちを移動するときの安全性を確保するとともに、不特定多数の人が利用する公共的な施設などのバリアフリー化を計画的に進めます。

- ① 鉄道駅舎等のエレベーターの整備
- ② バス停の機能充実（バス停の上屋・ベンチ・バスバースの整備）
- ③ ノンステップバスの導入
- ④ 歩道の改良（歩道の段差解消や視覚障害者用ブロックの設置）
- ⑤ 放置自転車対策の推進
- ⑥ 学校へのエレベーターの設置
- ⑦ 公共施設における子育てバリアフリー化

本庁・各区役所において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベット、授乳室、キッズコーナー等の設置を計画的に行います。

⑧ 交通安全意識の醸成

交通安全意識と交通マナーの向上を図るとともに、違法駐車防止に努めます。



(12) 住民参加の仕組みをつくる

市・区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置

プランの着実な推進を図るため、地域福祉計画推進協議会（仮称）を設置します。

1 市の地域福祉計画推進協議会（仮称）

地域福祉計画の取組み状況を把握し、市の計画に基づく事業等の進捗状況を確認するとともに、今後の取組みや計画の見直しについての議論を行います。

2 各区の地域福祉計画推進協議会（仮称）

区計画に関する「情報のプラットフォーム（情報の収集、発信、共有、交換の場）」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組みについての議論を行うほか、関係者間の連絡調整や広報を行います。

委員は、地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者などから幅広く選定します。

中央区地域福祉計画

基本目標

みんなであつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区

基本目標は、中央区の目指すべき将来像です。計画づくりに参加した委員の皆さん全員の願いや思い、そして意気込みが、この23文字に込められています。

7つの基本方針

23の基本的な方向

51の具体的な取組み

I 身近な コミュニティ づくりの推進

- 1 地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる
(1) 地域支えあい連絡会
- 2 常日頃から近所付き合いができるような関係をつくる
(2) 地域ボランティアの拠点づくり
(3) シニアボランティアの登録制度の創設 (4) 世話役さん
- 3 見守り体制をつくり、見守り活動を行う (5) 見守り体制をつくる
(6) 小地域防災活動 (7) すべての子どもを地域で育てる

II 交流の場と 仲間づくり

- 1 高齢者の交流の場をつくる
(8) ウィークリーサロン(9) お年寄り向けのスポーツクラブ活動
- 2 子どもと子育て中の親 (10) 地域による子ども教室
(11) クラブ活動PR運動 (12) 子ども会の充実
(13) 子育て家庭への個別訪問の充実 (14) 子育てサロンの充実
(15) 子ども相談応援隊の訪問体制づくり
- 3 障害者の交流の場づくり (16) イベントを通じた地域交流の推進
(17) 学校における子ども同士の交流の推進
- 4 世代を超えた、地域交流の場 (18) ドッキングプレイス

III 社会参加の 推進

- 1 高齢者の社会参加を推進する (19) 社会福祉施設でお手伝い
- 2 軽度の障害者の社会参加を推進する (20) 社会活動応援隊の結成
(21) ボランティアによる個別訪問(22) 地域内行事参加の啓発活動
- 3 重度の障害者の社会参加を推進する
(23) 障害者の雇用の足進 (24) 雇用推進の広報の充実
- 4 子育て中の親の社会参加を推進する
(25) 一時的な子育てを地域ぐるみで支援する

- 5 閉じこもりがちな成年の社会参加を推進する
 - (26) 地域における若者自立支援運動
- 6 社会活動を推進する体制づくり (27) お仕事斡旋センターの創設

IV 人材の育成・地域の福祉力向上

- 1 福祉の心を喚起・啓発する取組み
 - (28) 地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会の提供
 - (29) 幼児期からの障害児とのふれあいづくり
 - (30) 障害者との継続した、ふれあいづくり
 - (31) 市民のボランティア体験、障害者とのふれあいづくり
 - (32) 福祉のまちづくりの啓発 (33) 障害者の権利擁護活動
- 2 幅広い福祉活動の輪を広げる仕組みづくり
 - (34) 福祉施設等と住民の連携
 - (35) 地域の障害者の自立支援体制をつくる
- 3 人材を育て、集める（育成・活用・確保）
 - (36) 世話役さん（再掲） (37) 地域ボランティアの拠点づくり（再掲）
 - (38) 公共施設等職員の対応能力のレベルアップ
 - (39) 福祉事業者の体質改善、福祉事業従事者の専門、技能強化

V 相談体制、情報提供の場づくり

- 1 相談、情報センター構築（センターサテライト構想）
 - (40) 中央区相談・情報センター (41) 中学校区相談・情報センター
- 2 情報が正確に伝わる
 - (42) 福祉マップ、福祉情報誌 (43) わかりやすい情報の集約

VI 福祉教育の推進

- 1 学校での取組み (44) 学校での福祉教育
- 2 家庭での取組み (45) 家庭での福祉教育
- 3 地域での取組み (46) 地域での福祉教育



VII 人にやさしい生活環境づくり

- 1 防犯・防災体制づくり
 - (47) 学校安全ボランティア活動の推進 (48) 防犯安全運動の推進
 - (49) 地域防犯パトロール (50) 町内自衛防災活動
- 2 高齢者・障害者等の利用に配慮した環境整備
 - (51) バリアフリーのまちをつくる

《主な取組み》

具体的な取組み 2 地域ボランティアの拠点づくり

「こんなボランティアできます」と「こんなボランティアをして欲しい」といった地域住民の意向をコーディネートする仕組みを地域でつくる。人材バンクを中学校区単位に設ける。

【主な担い手】

- ①福祉や教育を専攻する大学生
- ②ボランティア活動を経験した小中学生
- ③様々な技能・特技を持つ退職高齢者
- ④看護師、保健師、保育士の資格を持つ市民
- ⑤社会福祉施設職員
- ⑥活動を希望する市民

【支援体制】

社協地区部会、町内自治会、福祉団体などが推進体制を結成し、コーディネーターとして、人材募集、斡旋、育成計画、育成方法、住民への周知方法を検討する。

〔継続のための工夫〕 ボランティア券の発行

具体的な取組み 3 シニアボランティアの登録制度の創設

身近なコミュニティづくりのために地域の高齢者に担い手となってもらう。高齢者の近所づきあいのきっかけづくり、生きがいづくり、社会参加にも寄与する。活動する高齢者の「シニアボランティア」登録制度をつくる。登録者にはワッペンを！

（例）防犯パトロール隊やウォーキングクラブ等の行事を考案し、参加を募るなど

【主な担い手】

地域活動の参加に意欲をもつ高齢者



具体的な取組み 11 クラブ活動PR運動

地域のすべての子どもたちに、希望するクラブに参加できるチャンスを与え、子どもたちの交流や居場所を確保するため、学校での課外クラブ活動、公民館での絵画や習字などの教室・講座、民間で行う各種クラブなど、地域内での各クラブ開催状況や募集状況などの一覧表を作成しPRする。

【PR運動の担い手】

- ①学校
 - ②PTA、主任児童委員連絡会
 - ③子ども会・子ども会育成連絡会
 - ④地域のボランティア
 - ⑤町内自治会
- などが連携し、運営協議会を設置する。

具体的な取組み 20 社会活動応援隊の結成

軽度の障害者が自ら働き対価を得ることにより、自信をつけ、社会的に自立する糸口とするため、社会活動応援隊を結成し、遊休農地を借り上げ、障害者とともに農作業を行い、また、生産物を販売する。労働、生産物を販売、収入の確保によって、障害者の社会参加、自立促進を図る。

【対象者】

本人自身で社会活動がうまくできない軽度の障害者、さらに引きこもりや不登校の生徒も対象とする。

【主な担い手】

- ①当事者の家族
- ②NPO、地域のボランティア
- ③生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家 など

具体的な取組み 42 福祉マップ、福祉情報誌

ア お年寄りに分かり易い、地域の居場所マップを作成する。

イ 地域の高齢者や障害者に関わる施設、関係機関のマップ。車椅子が通れる範囲を示すなど、様々な工夫を凝らす。

ウ 住民や福祉施設の福祉活動状況、ボランティア団体などの人材や活動状況、マップなどを盛り込んだ情報誌の作成を検討する。

エ 子育て支援サービスの実施施設や関係機関などのマップ。

オ 地域ごとの作成を検討する。

【主な担い手】

地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、社協地区部会、社会福祉協議会、障害者団体などが連携して推進体制を構築し、掲載内容などを検討する。



花見川区地域福祉計画

基本目標

あなたが主役 みずから進んで参加しよう！

地域福祉の創造をめざして

～ 花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮せる 心豊かなまちづくり ～

4つの基本方針

取組みの方向性

具体的な取組み

1 誰もが心豊かに
ふれあい安心して生活
できる場と地域で活動
しやすい環境づくり

1 世代を超えた様々な交流の促進

- (1) 近所づきあいを深める（隣近所との交流）
- (2) 子ども・高齢者・障害者の様々な交流の促進
- (3) 地域の各種団体等の交流の促進

2 誰もが気軽にすごせる場の確保と福祉施設の利用促進

- (1) いまあるものを活用した居場所づくり
（既存施設の有効利用）
- (2) 地域福祉の拠点づくり（各種福祉施設の利用促進）
- (3) 誰もが利用できるための工夫づくり
（既存施設の横断的な活用）

3 地域社会における参加の推進

- (1) 地域・社会活動への参加の促進
- (2) 誰もが外出しやすい環境づくり
（バリアフリー・移動手段の確保）



2 地域ぐるみで、誰もが
支え合い、助け合いの
できる地域社会づくり

1 地域の幅広い人材の育成・活用

- (1) 福祉意識の醸成（福祉教育の充実）
- (2) 地域ボランティアの育成・組織化
- (3) ボランティア・NPO活動等への積極的な参加の推進

2 地域における各種団体・組織等の活性化

- (1) 地域における各種団体・組織等の充実
- (2) 各団体・組織等の連携強化

3 地域生活への支援体制の構築

- (1) 身近な生活に関わる支援
- (2) 声なき要支援者に対する支援・対応
(引きこもり・孤独死・虐待・不登校等)



3 身近にいつでも相
談できる体制の構築と
情報を共有できる仕組
みづくり

1 必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり

- (1) 情報をわかりやすく伝える工夫づくり
- (2) 気軽に相談できる場の確保
- (3) 情報の共有化（情報交換・ネットワーク）

2 適切なサービスが受けられるための仕組みづくり

- (1) サービスの質の向上
- (2) 在宅ケアの充実

4 恵まれた地域
性を生かし、リフレッ
シュできる、住み慣れた地
域で安全に安心して暮せ
る地域づくり

1 心身の健康づくりの推進

- (1) 健康づくりへの主体的な取り組みの推進
- (2) 地域で支える健康づくりの推進
- (3) 地域でふれあい、リフレッシュできる環境づくりの推進

2 地域が安心・安全な、防犯・防災のしくみの充実

- (1) 地域における安全・防犯活動の充実
- (2) 災害時などにおける地域防災の仕組みづくり

《主な取組み》

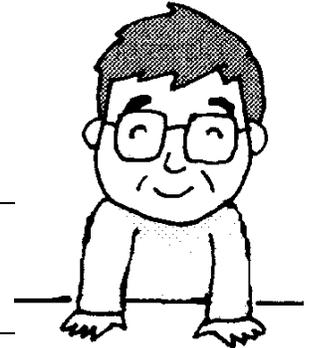
基本方針1 2 (2) 地域福祉の拠点づくり (各種福祉施設の利用促進)

〈取組み内容〉

○ 地域に開かれた福祉施設の活用

- ・ 地域における福祉施設への理解を深めるため、積極的にPRを行います。
また、施設が地域の一員として、地域行事への参加や地域活動場所の提供などを行うことにより、地域と積極的に関わるよう努めます。
- ・ 地域住民との様々な行事や催しなどを通して、地域に開かれた福祉施設としての活用を図ります。

☆ 想定される主な担い手：福祉施設、地域住民、ボランティア



基本方針2 1 (3) ボランティア・NPO活動等への積極的な参加の推進

〈取組み内容〉

○ ボランティアチケット制度の導入

- ・ 地域でボランティア活動した人に「ボランティアチケット」を発行し、地域の商店街などの協力を得て、買い物券としての利用、あるいはボランティアが受けられる利用券として活用できるような制度をつくります。
まずは、町内自治会単位などの身近な地域での導入を検討し、徐々に対象地域を拡大していけるように努めます。

☆ 想定される主な担い手：町内自治会、商店街、NPO、ボランティア

基本方針3 1 (1) 情報をわかりやすく伝える工夫づくり

〈取組み内容〉

○ 情報の周知方法の工夫

- ・ 町内自治会の回覧板により、わかりやすい情報や内容を各世帯に回覧または配布します。
- ・ 回覧板はできるだけ声をかけあって手渡ししましょう。
- ・ ゴミステーションに掲示板を設置し、要点を大きな字で記載するなど、町内掲示板を活用し、わかりやすく情報を周知します。

☆ 想定される主な担い手：地域住民、町内自治会

基本方針4 1 (1) 健康づくりへの主体的な取組みの推進

〈取組み内容〉

○ 健康づくりのイベント・講習会などへの積極的参加

- ・ 健康づくりのための様々なイベントや講座に積極的に参加することにより、健康学習に努めましょう。
- ・ 地域の病院に依頼して、成人病やがんなどの生活習慣病に関する講座等を開催し、健康寿命を伸ばす努力をしましょう。
また、健康相談の活用を促します。

☆ 想定される主な担い手：地域住民、社協地区部会



稲毛区地域福祉計画

基本目標

みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして
— 心のバリアフリーから始まる“地域発”の新しい取組み —

5つの基本方針

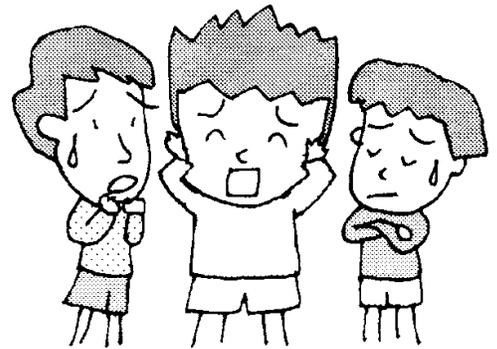
施策の方向性

35の具体的な取組み

基本方針1

地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

- (1) お互いを知る機会をつくる
 - ① 挨拶から始まる地域との関わり
- (2) 困っている人の生の声に耳を澄ます
 - ① 地域の情報交換の推進
 - ② 回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置



基本方針2

「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

- (1) お互いを認め合った様々な交流の展開
 - ① ぽれあい・いきいきサロン、ぽれあい・子育てサロンの拡充
 - ② 保育所や幼稚園での地域交流の拡充
 - ③ ごはんを一緒に食べる機会づくり
 - ④ 公民館を利用した子どもの活動の充実
 - ⑤ いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流
 - ⑥ 学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施
- (2) 誰もがぶらっと寄ることができる場づくり
 - ① 自治会館の活用
 - ② 公民館・コミュニティセンターの活用
 - ③ 子どもルームの空き時間の活用
 - ④ 児童福祉センターの活用
 - ⑤ 空き店舗の活用
 - ⑥ これからできる施設などについての活用方法の提案
- (3) 交通手段の確保
 - ① 交通手段の充実に向けて

基本方針3

身近なところで必要な
情報を得ることができる
仕組みづくり

- (1) 身近なところでの情報提供と相談
 - ① 地域の情報の収集と発信
 - ② ぱらっと寄ることができる場での情報提供
 - ③ 保健福祉総合相談窓口の活用
 - ④ こころの健康への対応
- (2) 青少年の健全育成にとって好ましくない情報についての対策
 - ① 啓発の充実
 - ② 有資格者の育成及び見守り活動
- (3) 権利擁護・成年後見制度の推進
 - ① 判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援



基本方針4

人と人とのつながりを
つくり、活かし、支え
合い助け合う地域での
連携プレー

- (1) 身近な地域での連携・協力による支援や見守り
 - ① 地域で活動している人・組織との連携・協力
 - ② 元気な高齢者や子どもたちの参加による支援や見守り
 - ③ 一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策
- (2) 新たな形での支援や見守り
 - ① コーディネート組織の設置
 - ② 暮らしの助っ人隊の結成
 - ③ 大学や学生も参加するまちづくり



基本方針5

緊急時に備えた日頃
からの取組み

- (1) いざというときに必要な情報把握
 - ① 安心カードの作成と活用
- (2) 災害時等の支援体制の構築
 - ① 災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施
 - ② 避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり
- (3) 地域でできる防犯の取組み
 - ① 防犯マップの作成と活用
 - ② 「子ども110番の家」の拡大・活用
 - ③ 商店街・企業等と連携した取組み

《主な取組み》

基本方針1 (1) ① 挨拶から始まる地域との関わり

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 担い手 区民
- ◇ 取組み内容

近隣住民が顔見知りになる最初のきっかけは挨拶です。挨拶から会話は始まります。それはちょっとした心がけでできることです。

誰もが日常での挨拶を心がけ、自分の住む地域の近隣住民を知り、地域と関わることにより、交流や支援、見守りにつなげていきます。



基本方針2 (1) ① ふれあい・いきいきサロン、 ふれあい・子育てサロンの拡充

- ◇ 対象者 高齢者、子育て中の親など
- ◇ 担い手 社会福祉協議会地区部会、ボランティアなど
- ◇ 取組み内容

- ・ ウォーキングや体操を奨励したり、子育て情報を交換したり、誰もが誘い合って気軽に参加できる「心からホッとできる場」、「世代を超えた交流の場」とします。
- ・ 現在、活動していない地区でも積極的に実施するよう推進します。
- ・ サロンを知ってもらうための広報活動を行います。
- ・ 社会福祉協議会地区部会だけでなく、担い手やサポーターを募り、増やしていきます。
- ・ 幼稚園や保育所(園)、保健センター、公民館等と連携して進めていきます。

基本方針3 (1) ① 地域の情報の収集と発信

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 担い手 社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員など
- ◇ 取組み内容

- ・ 中学校区単位くらいで、福祉に関する社会資源や組織、活動などの情報を区民が中心になって収集し、市と連携して情報を発信します。
- ・ 各組織の活動などを掲載したり、福祉マップづくりをすることにより、福祉を通して人と人との交わりを促進し、住民の意識を高めます。
- ・ 発信方法は、ホームページや各種広報誌、町内自治会の回覧板などを活用します。また、コンビニやスーパーなど、日常生活でよく利用する場所でも情報が収集できるようにしていきます。

基本方針4 (2) ③ 大学や学生も参加するまちづくり

◇ 対象者 支援を必要としている人

◇ 担い手 大学、学生

◇ 取組み内容

- ・ 稲毛区は、文教のまちとして、大学や研究機関が多く所在します。そこに在籍する学生の中には、地域住民として何かしたいと思っている人もいます。地域から積極的に働きかけて、そのような学生を募り、地域での支援や見守りができるような仕組みをつくっていきます。
- ・ 学生から活動実践提案を募集し、よい内容やテーマを採用し、各組織と連携し、実践に取り組めます。
- ・ 大学や研究機関等とも連携・協力して、支援や見守りについて取り組んでいきます。
- ・ 大学が主体となって地域の支援活動に参加することも必要です。



基本方針5 (2) ② 避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり

◇ 対象者 支援を必要としている人

◇ 担い手 町内自治会、障害者等の要支援者団体、市など

◇ 取組み内容

- ・ 参加者が役員や一部の人のみでなく、支援を必要とする人が進んで参加できる避難訓練を実施します。
- ・ 実施にあたっては、地域全体としての意識改革が必要です。そのためには、災害時に支援を必要とする人から、どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておく等、普段から近隣との情報交換や積極的な交流を行うことが大切です。
- ・ 現在、市全体で取り組んでいる、自主防災組織の設置についても進めます。
- ・ 要支援者団体と市などによる話し合いの場をつくり、避難場所のバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保等要支援者にとって必要不可欠なものに対することについて検討をしていきます。

若葉区地域福祉計画

基本目標

だれもがいきいきと暮らせるしあわせのまち若葉区

— あなたとわたしでつくる支えあう地域福祉の実現を目指して —

5つの仕組み（基本方針）

15の施策の方向性

29の課題解決に向けた提案

仕組み 1

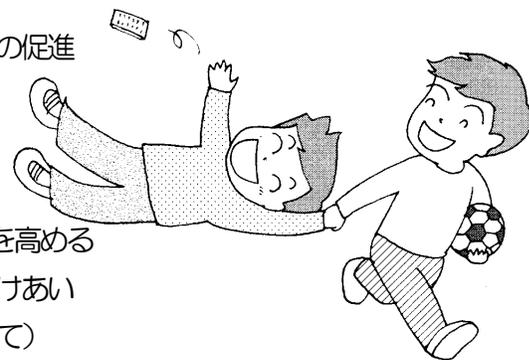
だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

- 1 近隣同士がふれあう機会をつくる
 - (1) 向こう三軒両隣ふれあい運動の推進
 - (2) 子どもたちを見守り育てる活動の実施
- 2 世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる
 - (3) 公園やサークル活動を利用した交流機会の創出
 - (4) 福祉施設等でのふれあい交流活動の実施
- 3 気軽に過ごせる場所をつくる
 - (5) 気軽に過ごせる拠点（ふれあいハウス・サロン・センター）の創出
 - (6) 多様な仲間づくり、市民活動の促進

仕組み 2

あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

- 4 身近なところから支えあいの機運を高める
 - (7) 仕組みづくりの啓発活動（助けあいシステムへのとっかかり施策として）
 - (8) 活動の中核となれる人材の発掘
 - (9) 私たちのまちの福祉を考える会（仮称）の設置
- 5 支えあうシステムをつくる
 - (10) 助けあい支えあいシステム
 - (11) 地域でできる介護予防



仕組み 3

備えあれば憂いなし、
安全と見守りの仕組み
をつくりましょう

- 6 防犯・防災意識を高め実践する
 - (12) 防犯・防災意識の啓発活動
 - (13) 防犯・防災巡回の実施
- 7 要支援者を見守る
 - (14) 要支援者の把握
 - (15) 要支援者を見守る体制の整備
 - (16) 民生委員・児童委員の活動支援
- 8 緊急時の支援システムをつくる
 - (17) 緊急時避難誘導システムの構築
- 9 障害者を支援する環境を整える
 - (18) 障害者福祉施設整備の充実
 - (19) 障害者支援のための規程の整備
- 10 バリアフリーをすすめる
 - (20) 地域バリアフリー計画
- 11 交通問題を改善する
 - (21) 交通不便地区の解消
 - (22) 交通バリアの解消



仕組み 4

必要な情報が行き渡り、
気軽に相談しあえる仕
組みをつくりましょう

- 12 身近に情報が得られ相談できる
 - (23) 地域福祉に関する情報のホームページ開設
 - (24) 地域版「よろず相談窓口」の構築
 - (25) 身近な場所に出張相談

仕組み 5

世代を超えて、ともに
学びあい参加できる仕
組みをつくりましょう

- 13 家庭や地域で福祉の心を育む
 - (26) 福祉のこころを育む活動の推進
- 14 人材を発掘し活用する
 - (27) わかばボランティアクラブの発足
 - (28) ふれあいワーク&ショップ活動の創設
- 15 福祉を学び実践する
 - (29) 地域での福祉教室の開催と活動支援

《主な取組み》

提案No.1 向こう三軒両隣ふれあい運動の推進

- ◇主な対象者 すべての地域住民
- ◇主な担い手 自分自身、家庭、ボランティア、町内自治会、市社会福祉協議会、社会福祉協議会地区部会、小中学校など

◇内 容

- はじめは自分自身、あるいは家庭での日常的なあいさつが励行できるよう努めます。
- ポスターやステッカーづくりなどであいさつ運動の啓発に取組みます。
- 生活マップづくり（ゴミ収集や医療機関情報、お店情報やバリアフリーマップなど）やその配布を通して交流を深めます。
- いつも誰かの手助けを受けるばかりではなく、自らのできる手助けをすることで、相互の信頼やきずなが深まるようなまちがつくられるよう努めます。



提案No.10 助けあい支えあいシステム

- ◇主な対象者 高齢者、障害者、児童等、支援を必要とする人
- ◇主な担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会、NPOなどの各種団体

◇内 容

- 若葉区貝塚北部自治会で実施している互助組織などを参考にしながら、買い物代行、通院、ごみ出し、話し相手、公共機関などへの手続き、安否の確認など、日常生活全般への助けあいシステムをつくります。
- 担い手となる町内自治会をはじめ各種賛同団体内での啓発、先行事例の学習会、ニーズの把握などに努め、共通認識を図ります。
- 相互支援組織を立上げる際は、保険等規程の整備や支援者・利用者の募集なども必要です。その上で試行実施し、実施可能なところから実践活動を開始していきます。

提案No.17 緊急時避難誘導システムの構築

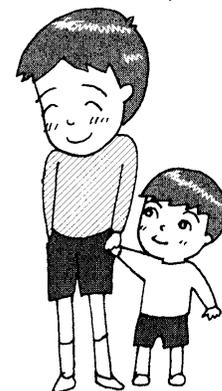
- ◇主な対象者 独居高齢者、障害者など
- ◇主な担い手 町内自治会、自主防災組織など
- ◇内 容

- 町内自治会などに、普段から支援チームを編成しておき、大地震、台風、大雨等による災害時の避難誘導をスムーズに、的確に実施できるようにします。
- 優先避難対象者を、本人との合意の下にリストアップし、避難誘導マップを作成します。
- 要支援者の情報やデータをもつ行政は、「避難マニュアル」や「優先避難対象者マップ」の作成のため、プライバシーに配慮しつつ可能な支援を行います。

提案No.25 身近な場所に出張相談

- ◇主な対象者 情報を必要としている人、相談したいと思っている人
- ◇主な担い手 地域の保健・福祉施設、民生委員・児童委員、町内自治会、社協区事務所、学校など
- ◇内容

- 地域の特性に合った場所（公民館・自治会館等、その地域の人が行きやすい場所）に相談窓口を開設し、実体験のある人（施設職員・ケアマネージャー・介護経験者、大学等の研究機関など）の方に相談を受けてもらいます。
- その相談内容の解決や支援に繋がる具体的な回答を、その場で提供できるよう、“必ずその場で支援につなげる体制”を整備する必要があります。
- 実体験のある人だけでなく、ボランティア団体や広く地域の人から支援者を募り、相談事業を支援する会を組織するなどの検討が必要です。

**提案No.26 福祉のこころを育む活動の推進**

- ◇主な対象者 すべての地域住民
- ◇主な担い手 家庭、町内自治会、小中学校など
- ◇内 容

- ポスター等で、差別やいじめのない社会づくりの啓発運動を行います。
- 日常の中で起こっている何気ない出来事から、多くの人々が、傷ついていることを知り、差別やいじめをなくすための取組みについて考える機会をもち、実践活動へとつなげます。
- 差別やいじめを見て見ぬふりをしないで、だれかが声をかけ、見守っていることを伝え、相談・支援の仕組みへとつなげていくことが必要です。

緑区地域福祉計画

基本目標

「区民一人一人が手を結びあい、心あたたまる地域の活性化をめざし、
住みよいまちを創造していく」

5つのキーワード（基本方針）

取組み（解決策）

1 コミュニケーション (交流・ふれあい・ 社会参加)

- ①地域での交流、ふれあいの機会に対する希望の把握
 - ・高齢者の希望 ・子どもの希望 ・障害者(児)の希望
- ②家庭内で取組むコミュニケーション
 - ・お年寄りや両親の体験話を大切にしよう ・家族中心の食事の場を大切にしよう
 - ・家族共通の話題を見つけよう、一緒にテレビを見よう
- ③地域で取組むコミュニケーション
 - ・老人つどいの家の活用 ・いきいき・ふれあい館の拡充 ・地域の行事に参加しよう
 - ・地域でのバザーやスポーツ会、朝市の開催 ・子ども会で集団生活の決まりを学ぼう
 - ・ふるさとの文化行事を通して先人の業績を学ぼう ・核家族家庭の子育て不安を解消
- ④福祉活動・学習を通じたコミュニケーション
 - ・障害者(児)がすすんで参加できる行事 ・シンポジウムの開催
 - ・地域間交流の機会をつくる
- ⑤地域活動の活性化・相談機能の充実
 - ・老人クラブの活性化 ・子ども会の活性化 ・町内自治会の活性化
 - ・よろず相談 ・既存の交流の場における相談 ・精神障害者の相談の場の設置
- ⑥コミュニケーション支援のネットワークづくり
 - ・組織化 ・活動 ・環境整備

2 施設の活用 (居場所・安らぎ ・学び)

- ①施設利用希望者実態把握
 - ・医療・介護支援 ・障害者(児)施設支援 ・学び、趣味、集いの支援
- ②施設の受け入れ体制の把握
 - ・施設の受け入れ体制とその内容、活動
- ③元気な高齢者への支援
 - ・つどいの支援 ・元気な高齢者によるボランティアの支援
- ④要支援者のための支援
 - ・施設の紹介・運営 ・子どもたちの学び、体験の支援 ・障害者(児)自立への支援

3 緊急時の
支援
(安全・安心・
安住)

⑤ ボランティア活動

・ 運営管理協力の支援 ・ 施設を使つての運動、イベントの支援

⑥ 施設の活用の支援ネットワークづくり

・ 各地域団体とのネットワークの構築 ・ 情報提供

① 家庭で取組む

・ 緊急時に備える ・ 向こう三軒両隣の意識

② 要支援者の実態把握

・ 実態把握 ・ 避難場所

③ 支援体制の整備

・ 計画・立案 ・ 情報伝達

④ 防災設備・訓練の充実

・ 自主防災組織の組織化の促進
・ 防災設備の整備 ・ 防災訓練の充実
・ 防災意識の普及

⑤ ボランティアの人材育成と組織化

・ 組織化 ・ 確保 ・ 育成

⑥ 身近な災害・犯罪被害の防止対策

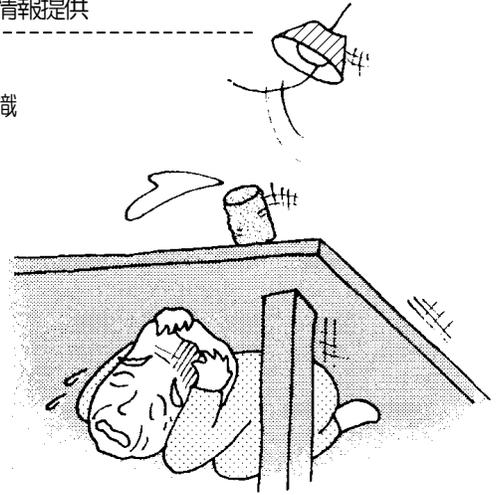
・ 身近な災害、犯罪被害の防止対策 ・ 広報活動

⑦ 公共機関との連携

・ 公共機関との連携 ・ 医療機関との連携 ・ 各ボランティア活動団体との連携

⑧ 緊急時の支援ネットワークづくり

・ 組織化 ・ 構成メンバー・活動



4 身近な生活支援
(手伝い・助け合い・
声かけ合いの輪を)

① 日常生活支援

・ 生活関連支援 ・ 通院・通所支援 ・ 日曜大工

② 活動するための支援

・ 障害者(児)の手づくり製品の展示、即売支援 ・ 子ども会活動支援
・ 学び・遊びの支援
・ コミュニケーション支援

③ 要支援者の家族のための支援

・ 乳幼児の一時預かり支援 ・ 障害者(児)の家族の支援 ・ 時間外の保育支援

④ 相談・見守り

・ 見守り ・ 子育て相談 ・ 相談会 ・ 講習会の開催 ・ まちの安全点検
・ 不登校児に対する相談・学習支援

⑤ 身近な生活支援の協力体制ネットワークづくり

・ 組織化と活動 ・ 活動分野別の総合支援ネットワークの構築
・ ボランティア及びコーディネーターの養成

5 交通対策
(気軽に便利に行
動を)

- ①家族による協力
・移動手段の提供
- ②地域住民による協力
・移動手段の提供
- ③実態把握
・要支援者の実態把握
- ④地域団体による移送サービス事業の検討
・地域団体による移送事業サービス ・ 諸経費、交通事故対策
- ⑤交通バリアフリー化の促進
・公共交通機関のバリアフリー化 ・ 歩道等のバリアフリー化
- ⑥地域交通基盤ネットワークづくり
・組織化 ・ 活動 ・ 行政の役割

《主な取組み》

キーワード4 身近な生活支援

□ 日常生活支援

○生活関連支援

買物、掃除、洗濯、布団干し、庭の草取り、ゴミ出しなどの日常の家事を行うことが困難な高齢者や障害者(児)に対し、家事支援を行います。また、簡単な血圧測定や散歩など健康増進活動についても支援します。

○通院・通所支援

一人で病院や福祉施設へ出向くことが困難な方に対し、送迎などの支援を行います。

○日曜大工

住宅の簡単な補修など、日曜大工的な支援を行います。



キーワード3 緊急時の支援

□ 身近な災害・犯罪被害の防止対策

○身近な災害、犯罪被害の防止対策

防犯パトロール隊を組織し、地域住民に対し、声掛けや犯罪に対する注意を喚起し、犯罪の未然の防止に努めます。また、遊歩道・公園等に街路灯・防犯灯などの設置に努めます。

○広報活動

商店、新聞配達員、郵便局員等への協力依頼もすすめながら、犯罪被害防止のためのポスター等による広報活動を行います。

キーワード1 コミュニケーション

□ 地域で取り組むコミュニケーション

○老人つどいの家の活用

趣味の集まりやレクリエーションを通じて、個人や地域の問題、悩みなどを出し合い、聞き合う場としても機能するよう努めます。

○いきいき・ふれあいサロンの拡充

外に出られない人、出たくない人のために、ふれあい・いきいきサロンを個人宅でも行っていきます。これらの高齢者たちが、環境を整えば外に出て、活動できるようになることを目標とします。

○地域の行事に参加しよう

お祭りや、運動会など、地域で行う行事へ積極的な参加を呼びかけ、古くから住んでいる人は地域を育て、新しく住み始めた人にとっては、地域を知る機会づくりとします。

○地域でのバザーやスポーツ会、朝市の開催

日常では、接する機会の少ない住民同士、または、健常者と障害者(児)や高齢者の交流の機会として、地域でバザーやスポーツ会、朝市などを開催するように努めます。さらに、地域企業の参加を勧めていくよう努めます。

○子ども会で集団生活の決まりを学ぼう

異年齢の子どもたちが集まる子ども会に積極的に参加し、決まりを守ること、一つのことに向かってみんなで助け合って物事を成し遂げることの楽しさ、我慢を学びます。(自我と自制心の育成)

○ふるさとの文化行事を通して先人の業績を学ぼう

地域に伝わるお囃子、お神楽、伝承遊び等を通して、行事と生活、祈り、文化、先人の生き方を学んで、現代生活にいかすことの大切さを知ろう。

○核家族家庭の子育て不安を解消

子育て不安解消のため幼稚園、保育所(園)が、定期的に地域の母親との話し合う機会や、土曜日、日曜日の園庭開放による遊びの場の提供に努めます。

キーワード5 交通対策

□ 家族による協力

○移動手段の提供

まずは、家族による協力が何よりも不可欠です。外出したくても、自力では出られず、家族に助けをもらいたくても、忙しいからと、家族に遠慮しているケースも多いようです。身近な家族で協力をしましょう。

美浜区地域福祉計画

基本目標

みんなが主役！こころ豊かな美浜づくり

高齢者や障害者と分けるのではなく、高齢者も障害をもつ人も、子育て中のパパ、ママも、子どもたちも、すべての人が隔てられることなく、美浜区の大切な住民です。

さまざまな個性や価値観をもつ人がいるからこそ、真の意味で豊かなまちとなれるのではないのでしょうか。地域みんなが主役になれるまち、多様な価値観を排除するのではなく一つ一つに向き合ってこそ「豊かなまち」であると考えられます。

4つの基本方針

15の施策の方向性

39の今後の取組み

I 市民主体による協働のまちづくり

- 1 町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援
 - (1) コミュニティビジネスによる地域住民の生活支援
 - (2) 小学校区を単位とした「地域福祉まちづくり会議」の設置
 - (3) 地域を支え合う「あんしん支え合いネット」の構築
- 2 安心、見守り体制の構築
 - (4) 学校と地域の連携した防災訓練の実施
 - (5) 災害発生時の対応マニュアルの整備
- 3 地域の世話役づくり
 - (6) 地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化
 - (7) 新しい近隣づくり活動
- 4 市民に身近な公的支援
 - (8) 区役所の機能の活用と窓口サービスの向上

II 必要な情報が、いつでも得られ相談できるシステムづくり

- 5 情報発信の強化
 - (9) コンビニ・郵便局等での福祉サービス情報の提供
 - (10) 回覧板の電子データ送付、インターネットでの掲示
 - (11) 市政だよりの対象者別翻訳版の作成
 - (12) 福祉サービス情報提供の携帯メール活用
- 6 身近な相談者の確保
 - (13) 民生委員・児童委員と地域組織との協力体制の充実
 - (14) 支援を必要とする人（要支援者）とのコミュニケーション

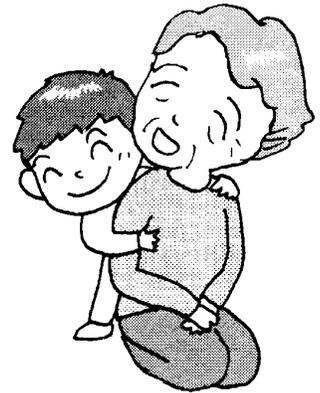
7 相談窓口の機能強化

- (15) 相談履歴の電子化
- (16) 相談窓口への補助員配置
- (17) あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の設置

Ⅲ 誰でも暮らしやすい環境づくり

8 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保

- (18) 住宅の耐震補強、バリアフリー化
- (19) 高齢者世帯等の住み替えの支援
- (20) コレクティブハウジングなどの多様な住まいの設置促進
- (21) 障害者・高齢者の地域での雇用促進
- (22) 地域ケアセンター機能の検討
- (23) 在宅医療福祉の充実



9 居場所、交流の場づくり

- (24) 小中学校の余裕教室・空き教室活用
- (25) フリースペースの確保と運営管理体制の検討
- (26) 町内自治会、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用
- (27) 空き家、空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

10 交通手段の充実

- (28) 福祉バス、低床バス、移送サービスの導入

Ⅳ 福祉を支える仕組みづくり
人づくり

11 社会福祉協議会の機能強化

- (29) 地域福祉権利擁護事業の充実
- (30) 成年後見制度の利用支援

12 災害時における要介護者の避難支援

- (31) 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り
- (32) 災害発生時の介護サービス事業者による要介護者、要支援者の安否確認、障害者の通所施設事業者による障害者の安否確認

13 「福祉意識の醸成」・「人権意識の確立」

- (33) 障害を持つ人があたりまえに暮らすことの保障
- (34) 高齢者・児童虐待予防
- (35) 福祉教育の充実
- (36) プライバシーを尊重した福祉活動の推進

14 ボランティアセンターの機能強化

- (37) 美浜区ボランティアセンターの機能の充実
- (38) ボランティアリーダーの養成

15 総合的な福祉施策の推進

- (39) 市民参加条例制定と条例に基づく各種施策の推進

《主な取組み》

今後の取組み3 地域を支え合う「あんしん支え合いネット」の構築

アンケート調査結果によると、①地域の関わりについて美浜区全体では「ほとんど近所づきあいはない」7.4%「顔を合わせればあいさつする程度」56.8%で両方合わせると64.2%にもなり地域社会のつながりが、大変希薄化しています。

そのため孤独死、孤立、孤独の問題が発生しており、住民同士の支え合いやコミュニティの再構築が求められています。

そこで、誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせるまちづくりを目指して地域住民が主体となり行政と協働でつくる「あんしん支え合いネット」を提案します。

あんしん支え合いネットは、拠点に相談員を配置して家庭のよろず相談ごとや緊急事態に対応し、行政サービスでカバーしきれない、いろいろなサービスを緊急対応的に地域住民の力で対応しようとする支え合いネットで、誰もが住み慣れた所で安心して暮らせるノーマライゼーションを目指します。

拠点の相談員には社協地区部会や民生委員児童委員協議会等地域のボランティア団体や個人からボランティアを広く募ります。相談員の充実により24時間電話相談体制をめざします。

また、拠点では民生委員・児童委員、社協地区部会の相談窓口を設置し、顔の見える地域福祉を推進します。拠点相談員では難しい事例は行政や各地域の支援団体と連携をとって必要な福祉サービスに結びつけます。



今後の取組み19 高齢者世帯等の住み替えの支援

集合住宅の上層階に高齢者世帯が居住している場合、低層階に空き家が生じたり、若年世帯が居住している場合に、高齢者世帯の低階層への住み替えを行うことは、日常生活上の支障を緩和する手段として有効です。

このため、住み替え先となる低階層の空き家に関する情報提供を行い、住み替えに係る経済的負担を軽減するための方策等について検討します。

また、高齢者が子どもなどの家族と同居・近居することは、高齢者の不安感・孤独感の軽減に資することから、そのような同居・近居のための住み替えを支援するための方策も検討します。

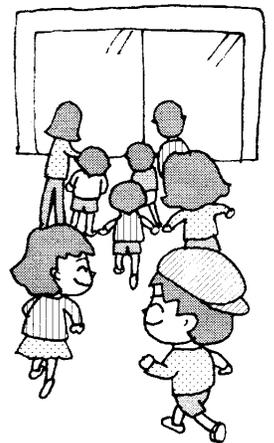
今後の取組み 2 5 フリースペースの確保と運営管理体制の検討

自由気ままに集まった人で好きなことをするフリースペースが、身近なところに作られることが必要とされています。

子ども・子育て中の家族、高齢者、障害者などそれぞれが独自に集まる場として、あるいはだれでも参加できる制約のない場として、その対象によっていろいろな形が考えられます。たとえば、知的障害児の親と子のフリースペースとしては、放課後や長期休暇中など、知的障害児が学校以外に地域で過ごせる居場所がないので、自由に気軽に集まれる場・交流の場が望まれています。まず、特殊学級や養護学校に通う保護者の方にアンケート調査を実施しニーズを把握し、家族が何でも話せる会など、小さな集まりから始めて少しずつ広げていきます。

家庭での療育に役立つ道具や遊びを用意して好きなことができる場、また地域の方々との交流の場などへ発展させていきます。

運営方法は、障害児家族や子どもが大きくなった先輩家族が協力して行い、ボランティアが支えるという形態などが、考えられます。



今後の取組み 3 1 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り

災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする人たちがいます。

そのような「災害弱者」と言われている人たちから、災害が起きた時どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておきます。

防災訓練では申し出の内容にあったサポートが確実に実行できるよう、自主防災組織の協力により、「エレベーターが停止した場合を想定した、車椅子の要介護者を高層階から降ろす訓練」、「障害者、要介護者、支援者を避難場所に誘導する訓練」などを実施します。

また、そのような人の中には避難所生活を送るうえで、障害の種類により特別な配慮が必要な人がいることが考えられるので、その点についても、ボランティアの人たちも含めて、支援する人が正しい知識を持つための避難所マニュアルの作成や研修の実施を検討します。



千葉市地域福祉計画(概要版)

発 行 平成18年3月
編集・発行 千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電 話 043-245-5158
F A X 043-245-5546
電子メール somu.HW-ko@city.chiba.lg.jp